

日本学術振興会特別研究員－PD

平成29年度採用分募集要項

募集要項を一部変更しましたので、熟読のうえ申請書を作成してください。

<主な変更箇所>

16. 研究倫理教育の受講等についてを追記

※今後実施する申請資格の改定については、「別添」を参照してください。

1. 趣旨

優れた若手研究者に、その研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えることは、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者を育成する上で極めて重要なことです。

このため、独立行政法人日本学術振興会（以下「本会」という。）は、博士の学位取得者等で、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を「特別研究員・PD」に採用し、研究奨励金を支給します。

また、世界最高水準の研究能力を有する若手研究者を養成・確保する観点から、審査により、特に優れた博士の学位取得者を特別研究員・SPDとして採用し、研究奨励金を支給します。

本募集は、採用後、我が国の大学等研究機関（「7. 受入研究機関」①～④参照）において研究に従事する者を対象とします。

2. 対象分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

3. 採用区分・採用予定数

特別研究員・PD（博士の学位取得者等） 約 350名

特別研究員・SPD（博士の学位取得者） 18名

※ 採用予定数は平成29年度予算の状況により変更されます。

4. 申請資格

申請資格は、以下のとおりです。採用時においてこの申請資格を満たしている必要があります。また、特別研究員に採用されたことがある者（以下「特別研究員採用経験者」という。）は、「5. 特別研究員採用経験者の申請資格」も満たす必要があります。

（1）特別研究員・PD（博士の学位取得者等）

① 学位取得等

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者

(ア) 平成29年4月1日現在、博士の学位を取得後5年未満の者（平成24年4月2日以降に学位を取得した者。申請時においては、見込みでも良い。）。

(イ) 我が国の人文学又は社会科学の分野の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、平成29年3月31日までに所定の単位を修得のうえ退学（以下「満期退学」という。）し、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者で、平成29年4月1日現在、満期退学後3年未満の者（平成26年4月2日以降に退学した者。申請時においては、見込みでも良い。）。

(ウ) 平成29年4月1日において博士の学位を取得する見込みがなく、我が国の大学院博士課程に標準修業年限を超えて在学することになる者（ただし採用は、特別研究員・DC2となるので、特別研究員・DC採用経験者は採用されない。）。

② 受入研究機関等の選定（「7. 受入研究機関」参照）

特別研究員・PDは、博士課程での研究の単なる継続ではなく、研究環境を変えて、新たな研究課題に挑戦するよう、受入研究機関については、大学院博士課程在学当時（修士課程として取り扱われる大学

院博士課程前期は含まない)の所属大学等研究機関(以下「出身研究機関」という。)以外の研究機関を選定すること(以下「研究機関移動」という。)。また、受入研究者については、大学院博士課程在学当時の研究指導者以外を選定すること。

(ア) 研究機関移動に関する特例措置について

出身研究機関を受入研究機関に選定する者、大学院博士課程在学当時の研究指導者を受入研究者に選定する者でも、以下のやむを得ない事由があれば、特別研究員等審査会において研究機関移動に関する特例措置を認めることがあります。

- ・身体の障害、出産、育児等の理由により出身研究機関以外の研究室で研究に従事することが難しい場合
- ・研究目的・内容及び研究計画等から研究に従事する研究室を出身研究機関以外の研究室に変更することが国内の研究機関における研究の現状において、極めて困難な場合

該当する者は「受入研究室選定理由書(特例措置希望者)」を提出し、受入研究機関を変更できない事由を研究室の選定理由と関連づけて説明してください。ただし、特例措置が認められない場合は不採用となります。(「10. 申請手続(3)提出書類①申請書(エ)受入研究室選定理由書(特例措置希望者)」を参照)

また、出身研究機関以外の研究機関を受入研究機関に選定する者でも、実質的な研究機関移動と認められないことがあります(「12. 選考及び結果の開示(1)[審査方針]⑤」を参照。)、その場合においても上記のやむを得ない事由がある場合は「受入研究室選定理由書(特例措置希望者)」を提出することができます。

(イ) 我が国の大学院博士課程に標準修業年限を超えて在学することになる者について

平成29年4月1日において、我が国の大学院博士課程に標準修業年限を超えて在学する者については、大学院博士課程に引き続き在学しているため、特別研究員・PDへの申請に関し研究機関移動の要件を必要としません。

③ 国籍

日本国籍を持つ者、又は日本に永住を許可されている外国人

(2) 特別研究員・SPD(博士の学位取得者)

採用区分にある特別研究員・SPDについては、平成29年度募集において特別研究員・PDに上位で合格し、次の要件を満たす者の中から、特に優れたものを採用します。

- ・平成29年4月1日現在、博士の学位を取得している者
- ・受入研究機関について、出身研究機関以外の大学等研究機関を選定する者

※平成30年度より、(1)①(イ)、(ウ)、②(イ)について、取扱いを改定する予定です(「別添」参照)。

5. 特別研究員採用経験者の申請資格

特別研究員採用経験者は、再度申請することはできません。

ただし、特別研究員・DC1又は特別研究員・DC2採用経験者(特別研究員・DC1又は特別研究員・DC2に申請し、採用時又は採用期間中に特別研究員・PDに資格変更した者を含む。)は特別研究員・PDに申請することができます。(過去に特別研究員・PD又は特別研究員・SPDに採用内定後、学位未取得等により資格を変更し、特別研究員・DC2に採用されたことがある場合を除きます。)

また、海外特別研究員及び特別研究員・RPD(出産・育児による研究中断者への復帰支援フェローシップ)については、趣旨が異なることから、海外特別研究員及び特別研究員・RPD採用経験者が、この募集要項の特別研究員・PDに、再度申請することを妨げません。

なお、平成28年度特別研究員・RPD採用内定者については、申請時までには辞退手続きをしている場合を除き、平成29年度採用分に申請することはできません。

6. 採用期間

- (1) 特別研究員・PD : 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間
- (2) 特別研究員・SPD : 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間

7. 受入研究機関

受入研究者が在籍する研究機関(複数の機関に籍を置く研究者の場合は、その研究者が本来籍を置く機関)を受入研究機関とします。受入研究機関として申請できるのは、科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定されている以下の研究機関に限ります。

- ① 大学及び大学共同利用機関

② 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの

③ 高等専門学校

④ 文部科学大臣が指定する機関

(ア) 受入研究機関は、研究遂行上の理由等により、原則として年1回を上限として変更することができます。

(イ) 研究上必要と認められる場合には、一定期間、受入研究機関以外の研究機関（外国の研究機関を含む。）においても研究を行うことができます。なお、海外渡航については「15. 海外における研究活動の奨励」を参照してください。

8. 研究奨励金

平成29年度の支給予定額は以下のとおりです。なお、研究奨励金の額については変更することがあります。

(1) 特別研究員-PD : 月額 362,000 円

(ただし、博士の学位を取得していない者は、月額 200,000 円)

(2) 特別研究員-SPD : 月額 446,000 円

9. 研究費

特別研究員には、申請書記載の研究計画を行うための研究費として、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）の助成を受けることが可能です。当該研究費の助成を受けるためには、別途、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）に応募する必要があります。本会科学研究費委員会の審査を経て毎年度 150 万円以内（特別研究員-SPD は、300 万円以内）の研究費（直接経費）が交付され、併せて間接経費（※）も措置される予定です。

※間接経費とは、研究計画の実施に伴う受入研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30%に相当する額）であり、受入研究機関が使用するものです。

10. 申請手続（参考「申請手続の概要」を参照）【電子申請システムのみで申請を受け付けます】

特別研究員の申請は電子申請システムを通じて受け付けます。（申請書の郵送による提出は受け付けません。）詳細は、本会ホームページ内「電子申請のご案内」から「研究者養成事業」を参照してください。

電子申請のご案内 URL <http://www-shinsei.jsps.go.jp/index.html>

申請書の作成にあたっては、必ず「平成29年度採用分特別研究員申請書作成要領」及び電子申請システムの該当の「操作手引」を熟読してください。

作成要領 URL http://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_sin.html

操作手引 URL <http://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/download-yo.html>

(1) 申請手続を行う機関（以下「申請機関」という。）

申請手続は、受入研究機関を通じて行ってください。

(2) 電子申請システムによる手続

申請者は、予め申請機関を通じてID・パスワードを取得した上で、電子申請システムにより申請書を提出（送信）してください。

(3) 提出書類【紙媒体による申請は受理しません】

① 申請書（PD用）

申請書は次の4つから構成されます。

(ア) 申請書情報（使用言語：日本語）

学歴・研究課題等を記載したもの。電子申請システムに情報を入力して作成してください。

(イ) 申請内容ファイル（使用言語：日本語又は英語）

現在までの研究状況・これからの研究計画・研究業績等を記載したもの。本会ホームページ又は電子申請システムからダウンロードして所定の様式を取得し、作成後、電子申請システムに登録してください。

申請書はモノクロ（グレースケール）印刷を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては留意してください。

(ウ) 評価書：2名の評価者より（使用言語：日本語又は英語）

電子申請システムより評価者へ評価書作成依頼を行ってください。評価者は発行されたID・パスワードで電子申請システムにログインし、評価書を作成してください。なお、申請者は評価書の内容を確認することは出来ません。

評価書1：採用後の受入研究者

評価書2：申請者の研究を良く理解している研究者

(エ) 受入研究室選定理由書（特例措置希望者）

受入研究機関について、特例措置を希望する者のみ電子申請システムに入力してください。（「4. 申請資格 (1)特別研究員・PD (2)採用中の研究従事機関 (イ) 我が国の大学院博士課程に標準修業年限を超えて在学することになる者について」に該当する者を除く）。

② 申請機関において作成する書類 **【紙媒体による提出が必要】**

次の(ア)及び(イ)については、申請機関において電子申請システムを用いて作成してください。

(ア) 平成29年度特別研究員申請件数一覧（兼受入承諾書）……………1部

※特別研究員・DC と併せて1部提出

(イ) 平成29年度特別研究員申請リスト……………1部

(4) 申請書類の提出方法

申請書類は申請機関を通じて本会へ提出（送信）してください。

1.1. 本会の申請受付期間

【申請者】

申請機関が指定する期限までに、電子申請システムより申請書を提出（送信）してください。

※機関への提出期限は機関ごとに異なっているため、必ず提出期限を事前に申請機関へご確認ください。

【申請機関担当者】

以下の期限までに、電子申請システム上で申請書を承認（「申請リスト」を確定）し、申請書を本会に提出（送信）してください。

提出（送信）期限：平成28年6月2日（木）17：00【厳守】

※上記の期限後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間には十分余裕を持って提出（送信）してください。

また、1.0. 申請手続 (3) ② (ア)(イ)を以下の期間に**紙媒体**で提出してください。

受付期間：平成28年6月2日（木）～平成28年6月7日（火）17：00【必着】

※電子申請システムでは手続きが完了していても、1.0. 申請手続 (3) ② (ア) 特別研究員申請件数一覧（兼受入承諾書）と(イ) 特別研究員申請リストが受付期間に到着しない場合には、申請を受理しません。提出物の配達遅延、紛失等については原則考慮いたしませんので、特定記録郵便等、機関側にて本会への到着が確認可能な提出方法を使用してください。本会への到着確認問い合わせには対応いたしません。

<申請書類提出先>

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1 麹町ビジネスセンター

独立行政法人日本学術振興会 研究者養成課 特別研究員募集担当

1.2. 選考及び結果の開示

(1) 選考

選考は、本会の特別研究員等審査会において第一次選考（書類選考）及び第二次選考（面接選考）により行います。ただし、第一次選考（書類選考）合格者のうち、書類選考の結果によっては、第二次選考（面接選考）を免除し、第一次選考をもって採用内定予定とする場合があります。

① 第二次選考（面接選考）は、第一次選考（書類選考）合格者のうち、面接選考を要する者について平成28年11月下旬又は12月上旬ごろに行う予定です。第二次選考（面接選考）後、面接免除者も含む合格者を採用内定といたします。

② 特別研究員・PD の第一次選考（書類選考）合格者で第二次選考（面接選考）を免除し採用内定予定となった者のうち特に成績優秀な者については、特別研究員・SPD 候補者としての面接選考を平成28年11月下旬又は12月上旬ごろに行う予定です。

なお、書面審査は申請者の分科細目に応じて6人の専門委員により行いますが、申請件数が少ない細目については、適切な相対評価ができるように、関連する細目を組み合わせて審査を行います。審査の詳細については、本会「特別研究員」ホームページ上の「選考方法」の項目を確認してください。

特別研究員ホームページ選考方法 URL http://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_houhou.html

主要な審査方針は、以下のとおりです。

[審査方針]

特別研究員・PD

- ① 学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- ② 研究業績が優れており、研究計画を遂行できる能力及び当該研究の準備状況が示されていること。
- ③ 研究計画が具体的であり、優れていること。
- ④ 博士課程での研究の単なる継続ではなく、研究環境を変えて、博士課程での研究を大きく発展させ、新たな研究課題に挑戦することが期待できる研究計画を有するもの。
- ⑤ やむを得ない事由がある場合を除き、大学院博士課程在学当時（修士課程として取り扱われる大学院博士課程前期は含まない）の所属大学等研究機関（出身研究機関）を受入研究機関に選定する者、および大学院博士課程在学当時の研究指導者を受入研究者に選定する者は採用しない。

※研究機関移動の要件について、実質的な研究機関移動と認められるか否かは採否の重要な判断基準となります。出身研究機関を受入機関とする場合でも、以下のような状況については、実質的な研究機関移動と認められない可能性がありますので、申請書「3. これからの研究計画（5）」欄の受入研究室の選定理由には研究機関移動であることを具体的に説明してください。

- ・申請者の出身研究室に同時期にいた研究者を受入研究者とすること。
- ・研究指導の委託先で研究を続けること。
- ・大学院在学当時の指導者が転出し、その後継者を受入研究者とすること。
- ・申請書の「研究業績」欄に記載のある論文の共著者を新たな受入研究者としている場合において、申請書の研究計画が博士課程での研究の単なる延長と見られる恐れがあるもの。

また、上記の実質的な研究機関移動と認められない可能性のある状況に該当する者でも、やむを得ない事由がある場合（「4. 申請資格（1）（ア）研究機関移動に関する特例措置について」を参照）は、申請書別紙「受入研究室選定理由書（特例措置希望者）」を併せてご提出ください。ただし、審査の結果、特例措置が認められない場合のほか、実質的な研究機関移動と認められない場合も不採用となります。なお、研究上必要と認められる場合には、一定期間、受入研究機関以外の研究機関（外国の研究機関を含む。）においても研究を行うことができるので、特定の研究機器等の有無をもって研究機関の移動ができない理由とするのは、原則認められません。

特別研究員・SPD

- ① 世界最高水準の研究能力を有するとともに、研究業績が優れており、学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- ② 研究計画が具体的であり、優れていること。

[留意事項]

人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究計画を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのかについて確認の対象となります。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

(2) 選考結果の開示

- ① 第一次選考（書類選考）の結果は、平成28年10月中旬～下旬ごろに電子申請システムにより開示し、併せて面接候補者には出欠確認を行う予定です。なお、面接出欠の確認が取れない場合は辞退とみなし、不採用となります。

第一次選考（書類選考）の不合格者には、特別研究員等審査会における各審査項目の評価及び当該領域におけるおおよその順位についても開示します。

- ② 第二次選考（面接選考）の結果（採用内定・補欠・不合格）は、平成29年1月上旬までに電子申請システムにより開示する予定です。

- ③ 各結果を開示した際には、「特別研究員」のホームページにて、その旨を公表します。

※選考に関する個別の問い合わせには、応じません。

1 3. 申請書類及び選考についての注意事項

- (1) 申請内容ファイルは、本会所定の様式を使用してください。様式の変更、所定様式以外の用紙の追加、指定書類以外の登録は認められません。
- (2) 申請書類の提出（送信）後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。
また、申請書記載事項については採用後の証明書等に反映されるため、受入研究者の所属、役職等を含め所属機関に確認し、正確に記入ください。
- (3) 申請は1人1件とします。なお、2件以上申請した場合、全ての申請が無効となります。
- (4) 本会は、第二次選考（面接選考）のための旅費は負担しません。
- (5) 申請書類に重大な虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用を取り消すことがあります。
- (6) 審査結果は平成29年度採用分へのみ有効です。

1 4. 特別研究員、受入研究者及び受入研究機関の義務等

- (1) 特別研究員は、出産・育児に係る採用中断の扱いを受ける場合を除き、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念しなければなりません。なお、原則として研究課題、研究計画の変更はできません。
また、研究に専念していないと認められる場合、又は研究の進捗状況に著しい問題があるなどの場合には、特別研究員の採用を取り消すことがあります。
- (2) 特別研究員は、原則として特別研究員以外の身分を持つことはできません。
- (3) 特別研究員が、常勤的な職に就いた場合には、特別研究員の資格を喪失します。
- (4) 特別研究員は学生として海外の大学・大学院に在籍する留学はできません。国内外の大学・大学院等へ学生として入学する場合は、特別研究員の資格を喪失します。
- (5) 特別研究員は、毎年度末及び採用期間終了後速やかに研究報告書を提出しなければなりません。（出産・育児に係る採用中断の扱いを受ける期間が一年度の全てにわたった場合を除く。）
- (6) 特別研究員-SPDに採用された者は、上記（5）の義務に加え、毎年度末及び採用期間終了時に研究の進捗状況等についての評価が実施されるので、必要書類を提出しなければなりません。なお、本会が必要と認めた場合は、口頭発表・状況報告等を求めることがあります。また、特別研究員-PDに採用された者についても評価が実施されることがあります。
- (7) 上記の義務等に反した場合、又は、研究における不正行為、研究費の不正使用等、特別研究員としてふさわしくない行為があった場合には、研究奨励金の支給の停止及び支給済みの研究奨励金の返還要求、又は、特別研究員としての採用を取り消すことがあります。なお、採用時に誓約書の提出を求めます。詳細は、採用手続き時に配布する「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」に定めます。
- (8) 受入研究者及び受入研究機関は、特別研究員の受入に責任をもち、「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」に定められた事項を遵守するよう指導することに同意したことを示す受入承諾書を採用手続き時に提出することとしています。
- (9) 受入研究者及び受入研究機関は、機関内規則等に基づき、特別研究員-PD、SPD に対し、必要な権限や形式的な身分を付与するなどにより、研究実施に必要な当該機関の施設・設備・文献・標本資料・通信環境（情報システム、メールアカウント）等を利用できるようにするなど特別研究員の受入環境を整備してください。
- (10) 受入研究者及び受入研究機関は、特別研究員に係る安全衛生管理について機関内規則等に基づき必要な指導を行ってください。また、機関内で健康診断を実施する場合に受診を認めるなどの配慮をしてください。
- (11) 受入研究機関は、特別研究員-PD、SPD から、特別研究員奨励費以外の応募可能な科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）の一部研究種目への応募希望があった場合は、「科研費応募資格」を付与することとしています。（「1 7. 採用内定後に必要な手続き等について」を参照）。

1 5. 海外における研究活動の奨励

世界レベルの研究を推進していく上で海外における研究経験は極めて重要であり、優れた研究者養成の観点から若手研究者の海外における研究活動を積極的に推進することが望まれます。

このようなことから、特別研究員-SPD 又は特別研究員-PD に採用された者は、採用期間中に海外の研究機関等において研究活動（フィールドワーク、資料・文献収集、学会発表等を含む。）を積極的に行うことを奨励します。ただし、渡航期間は特別研究員-PD については採用期間の1/2以内、特別研究員-SPD については採用

期間の2/3以内とします。

※ 特別研究員は学生として海外の大学・大学院に在籍する留学はできません。

16. 研究倫理教育の受講等について

特別研究員採用手続書類提出前までに、自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、CITI Japan eラーニングプログラム等）の通読・履修をすること、又は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育を受講することが必要です。

17. 採用内定後に必要な手続き等について

(1) 採用内定後の資格確認について

採用内定後の諸手続において、提出期日までに学位取得証明書等の必要書類を提出できない場合には、採用資格の確認が出来ないため、採用されません。また、提出書類による確認を行った結果、採用時に申請資格を満たしていない場合も採用されません。

[学位取得証明書について]

- ① 我が国の人文学又は社会科学の分野の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、平成29年3月31日までに所定の単位を修得の上退学したことを証明する書類でも構いません。
- ② 海外の大学において、学位の取得日が平成29年4月2日以降となる場合であっても、平成29年4月1日までに博士の学位を授与することが決定している旨、学位を授与する大学が証明した文書を指定の期日までに提出することにより、学位取得証明書の提出は学位取得証明書が交付されるまで猶予されます。

[永住許可証明書について]

外国人の場合のみ（「4. 申請資格（3）を参照。）在留カードなど写しなど、永住許可年月日が申請時以前であることが確認できる証明書類をご提出ください。

(2) 特別研究員・PD 申請者の採用内定後の学位未取得に伴う資格の変更について

- ① 特別研究員・PD 又は特別研究員・SPD に採用内定された者が採用時までに博士の学位を取得しなかった場合（我が国の人文学又は社会科学の分野の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得できなかった場合を含む。）は、引き続き我が国の大学院に在学する間、特別研究員・DC2に資格を変更し、採用期間を2年とします。ただし、特別研究員・DC 経験者は採用できません。

この場合において、特別研究員が採用期間中に博士の学位を取得した場合（我が国の人文学又は社会科学の分野で博士課程を満期退学した場合を含む。）には、その翌月から特別研究員・PD（特別研究員・SPD に採用内定された者も特別研究員・PD）に資格を変更するとともに、採用期間を2年から3年に延長します。その際の受入研究機関及び受入研究者は原則として申請書記載のものと同一としてください。

- ② 人文学又は社会科学の分野において、特別研究員・SPD に採用内定された者が、採用時までに博士の学位を取得せず、満期退学した場合は、特別研究員・PD として採用します。（この場合、研究奨励金が異なります。（3）参照）

(3) 特別研究員・PD に採用された学位未取得者の研究奨励金について

我が国の人文学又は社会科学の分野の大学院博士課程を満期退学した者については特別研究員・PD として採用し、月額200,000円（予定額）の研究奨励金を支給します。（「8. 研究奨励金」（1）ただし書き参照）この適用を受けている者がその採用期間中に博士の学位を取得した場合には、その翌月から採用期間の残期間について、博士の学位を取得している特別研究員・PD に支給している研究奨励金額を支給します。

(4) 他のフェローシップ・奨学金等について（貸与型を含む。）

- ① 採用期間中は、国内外を問わず、他のフェローシップ・奨学金等同種の資金を本会以外から受給することはできません。
- ② 採用期間中に、他の機関から同種の資金を受けていたことが確認された場合には、特別研究員の採用を取り消すと同時に、支給済みの研究奨励金の返還要求を行うことがあります。

(5) 研究奨励金の課税について

特別研究員に支給される研究奨励金は、給与所得とみなされ課税の対象とされています。

(6) 他の研究費の受給について

科研費における取扱いの変更により、特別研究員・PD、SPD 採用中においても、特別研究員奨励費以外の一部研究種目への応募が可能となりました。また、本会以外から助成される研究費を受給すること又は助成を受けた研究者から研究費の配分を受けることも可能です。

これらの研究費を受給するためには、「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」に定める所定の要件を満たす必要があるため、必要な手続きや詳細については、本会ホームページ内の「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」や「科研費公募要領」を参照してください。

特別研究員ホームページ URL <http://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>

科学研究費助成事業ホームページ URL <http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

(7) 報酬の受給について

採用期間中は、特別研究員制度の趣旨を踏まえ本会で例外的に認めているものを除き、報酬を受給することはできません。詳細については本会ホームページ内「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引き」を参照してください。

(8) 関連情報について

過去数年の申請状況、申請書様式等を本会「特別研究員」のホームページで公開しています。

※平成30年度より、(1)①、(2)、(3)について取扱いを改定する予定です(「別添」参照)。

18. 個人情報の取扱い

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

なお、特別研究員に採用された場合、氏名、研究課題名、受入研究機関、所属、受入研究者の職・氏名及び研究報告書が公表されます。

19. 採用終了後の調査への協力義務

我が国の学術の振興や特別研究員制度の充実等を図るため、特別研究員採用経験者に対し、採用終了時およびその後の10年間程度まで、就職等の現況調査等を行っています。本調査への協力を特別研究員採用の条件とするので、ご承知ください。

なお、本調査や特別研究員制度の検討に際し、採用終了後であっても連絡をすることがあるため、連絡先の住所・就職先・Eメールアドレス等が変更になった場合は速やかに本会に届け出てください。

20. 本募集に関する連絡先

独立行政法人日本学術振興会 研究者養成課 特別研究員募集担当

電話：(03)3263-5070(ダイヤルイン)

受付時間：月曜～金曜日(祝日を除く。)9:30～12:00及び13:00～17:00

E-mail：yousei2@jsps.go.jp

特別研究員ホームページ：<http://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>

申請に関するQ&A：http://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_qa.html

申請書作成要領、申請書(申請内容ファイル)等は、本会「特別研究員」のホームページの「申請手続き」の「募集要項(PD・DC2・DC1)」よりダウンロードしてください。

海外特別研究員・特別研究員-RPD(出産・育児による研究中断者への復帰支援フェローシップ)の平成29年度採用分も募集しています。海外特別研究員・特別研究員-RPD・特別研究員-PDはいずれも併願可能です。両事業とも申請受付期間が、本募集要項と異なり5月上旬ですので、ご注意ください。詳細は、各事業の募集要項又は、本会ホームページをご参照ください。

平成28年2月
独立行政法人
日本学術振興会

特別研究員－PD申請資格の今後の改定について

日本学術振興会では、「特別研究員制度の改善について（平成25年11月22日）」（http://www.jspss.go.jp/j-pd/data/seido_kaizen.pdf）を踏まえ、平成30年度採用分以降の特別研究員－PDの申請資格について、以下のとおり改定を行います。

募集要項の申請資格の該当事項や改定内容をあらかじめ充分確認し、申請願います。

記

【平成30年度採用分募集より実施予定】

資格要件の学位取得者への限定について

1 人文学、社会科学分野における満期退学者の取扱いについて

（経過措置期間：平成27～29年度、実施：平成30年度）

平成30年度採用分より、我が国の人文学、社会科学分野において「標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者（以下、「満期退学者」という。）」については、取扱いを以下のとおり変更いたします。

区 分	経過措置	実施
	27～29年度	30年度以降
人文学、社会科学分野の満期退学者 （申請時は見込み可）	満期退学後 3年未満の者	申請不可

2 採用時に標準修業年限を超えて在学する者の取扱いについて

（経過措置期間：平成27～29年度、実施：平成30年度）

平成30年度採用分より、採用時に標準修業年限を超えて在学する者について、取扱いを以下のとおり変更いたします。

区 分	経過措置	実施
	27～29年度	30年度以降
採用時に標準修業年限を超えて在学する者 （PDに申請し学位未取得の場合）	DC2採用	不採用

3 特別研究員－PD、SPDに採用内定後の学位未取得に伴う資格変更の取扱いについて

（経過措置期間：平成27～29年度、実施：平成30年度）

平成30年度採用分より、特別研究員－PD、SPDに採用内定後の学位未取得（我が国の人文学、社会科学分野において満期退学できなかった場合を含む。）に伴う資格変更については、取扱いを以下のとおり変更いたします。

区 分	経過措置	実施
	27～29年度	30年度以降
特別研究員－PD、SPDに採用内定後の学位未取得に伴う資格変更 （人文学、社会科学分野において満期退学できなかった場合を含む。）	DC2採用	不採用

以上

(申請手続の概要)

<機関申請者>

- ① 【申請機関担当者】 日本学術振興会電子申請システム利用申請書(研究者養成事業用)を、郵送にて本会へ送付します。(既に研究者養成事業用のID・パスワードを取得済の申請機関は引き続き使用できるので再取得する必要はありません。)
- ② 【本会】 申請機関担当者にID・パスワードを発行し、電子メール及び郵送で送付します。
- ③ 【申請者】 申請機関担当者へ申請者用ID・パスワードの発行依頼を行います。ID・パスワードは、特別研究員事業(PD・DC2・DC1・RPD)と共通して使用することが可能です。
- ④ 【申請機関担当者】 申請機関用ID・パスワードで電子申請システムにアクセスし、申請者用ID・パスワードを取得します。
- ⑤ 【申請者】 申請機関担当者※から申請者用ID・パスワードを受領します。
- ⑥ 【申請者】 は、本会「特別研究員」ホームページ (<http://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>) の「申請手続き」の「募集要項(PD・DC2・DC1)」の「申請書等様式」から「申請内容ファイル」をダウンロードします。(ID・パスワード不要)
- ⑦ 【申請者】 受領したID・パスワードで電子申請システムにアクセスし、画面に従い以下を行います。
 - ・申請書情報(Web入力項目)を入力
 - ・評価書作成者へ評価書の作成を依頼
 - ・⑥で作成した申請内容ファイルを登録
 (注) ⑦～⑩の手続きは、4月上旬に平成29年度採用分の申請書新規作成画面が公開されてからとなります。
- ⑧ 【申請者】 評価書が提出済みの状態になった後、申請書情報および申請内容ファイルに不備がないか確認し、不備がなければ「確認完了・提出」操作を行い、申請機関担当者※に申請書を提出(送信)します。
- ⑨ 【申請機関担当者】 申請書一式の内容等に不備がないかを確認します。不備がない場合は申請書一式を承認(「申請リスト」を確定)し、申請書一式を本会に提出(送信)します。
- ⑩ 【申請機関担当者】 申請件数一覧および提出用申請リストを電子申請システムより印刷し、本会へ郵送にて提出します。

※印を付した申請機関担当者の業務の一部は、機関によっては部局担当者が行う場合もあります。

<申請手続イメージ>

